

公法判例研究

九州公法判例研究会
九州大学法学部助教授

大橋, 洋一
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1904>

出版情報 : 法政研究. 56 (1), pp.107-116, 1989-09-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

公法判例研究

九州公法判例研究会

国家公務員懲戒処分取消請求事件

懲戒処分取消請求事件、昭和六二・四・二一最高裁第三小
 法廷判決（破棄自判）、昭和五九年（行ツ）第六八号、民集
 四一卷三号三〇九頁。

【事実】

中国郵政局長であったY（被告、被控訴人、被上告人）は米
 子鉄道郵便局に勤務する郵政事務官であったX（原告、控訴人、
 上告人）に対して国家公務員法（以下国公法という）八二条一
 号及び三号並びに人事院規則一二一〇に基づき停職六月とする
 旨の懲戒処分書を昭和五一年五月八日付で交付した。右処分書
 によれば、本件処分理由は、昭和五〇年一月二七日午後五時
 すぎごろ米子市万能町の路上において、帰局途上にあつた同郵
 便局庶務会計課主任Aに対して、XがAの背部に後方から体当
 りし民家のトタン張りの外壁に追突させ加療約二か月を要する
 左肩峰突起亀裂骨折の傷害を負わせたことなどにある。これに
 対し、処分事由の不存在を主張するXは本件懲戒処分を不服と

して昭和五一年七月三日に国公法九〇条及び人事院規則一三一
 一に基づき人事院に対し審査請求の申立をした。人事院は右申
 立を受理し、昭和五六年一月一四付で本件懲戒処分を懲戒減給
 （六月間俸給月額一〇分の一）の処分に修正する旨の裁決をな
 し、同裁決は同年二月二五日付でXに送付された。これに対し、
 Xは原処分である懲戒停職処分の取消を求めて出訴した。

第一審鳥取地方裁判所（昭和五八年八月一〇日判決）は次のように述べてXの訴
 えを却下した。「懲戒停職の処分に対し、国家公務員法九〇条
 一項に基づき不服申立がされ、人事院より懲戒減給の修正裁決
 があつた場合人事院の修正裁決によって原処分は一体として消
 滅したものと解される。」「これを本件についてみるに、人事院
 のなした修正裁決によって本件懲戒処分は一体として消滅した
 ものであるからYのなした本件懲戒処分の取消を求める本訴請
 求は訴えの利益を欠く不適当なものといふべきである」。

Xが控訴したところ、原審広島高等裁判所松江支部（昭和五九年二月二九日判決）
 も第一審判決を引用して控訴を棄却した。これに対しXは人事
 院の修正裁決があつた場合にも懲戒処分取消訴訟の被告を原処
 分庁とすべきであり、特にXの訴訟上の利益の保護に鑑みると
 このような立場が優れていることを主張し、裁決庁を被告とし
 た原判決は行政事件訴訟法（以下では行訴法という）一〇条二
 項及び一一条の解釈を誤った違法があるとして上訴した。最高
 裁判所は以下のように判示して、原判決を破棄、第一審判決を
 取消し、本件を鳥取地方裁判所に差戻した（全員一致）。

【判旨】

破棄差戻。

「国公法は、懲戒処分等同法八九条一項所定の処分に対する不服申立の審査については、処分権者が職員に一定の処分事由が存在するとして処分権限を発動したことの適法性及び妥当性の審査と、当該処分事由に基づき職員に対しいかなる法律効果を伴う処分を課するかという処分の種類及び量定の選択、決定に関する適法性及び妥当性の審査とを分けて考え、当該処分につき処分権限を発動すべき事由が存在すると認める場合には、処分権者の処分権限発動の意思決定そのものについてはこれを承認したうえ、処分権者が選択、決定した処分の種類及び量定の面について、その適法性及び妥当性を判断し、人事院の裁量により右の点に関する処分権者の意思決定の内容に変更を加えることができるものとし、これを処分の「修正」という用語で表現しているものと解するのが相当である。

そうすると、懲戒処分につき人事院の修正裁決があった場合に、それにより懲戒権者の行った懲戒処分（以下「原処分」という。）が一体として取り消されて消滅し、人事院において新たな内容の懲戒処分をしたものと解するのは相当でなく、修正裁決は、原処分を行った懲戒権者の懲戒権の発動に関する意思決定を承認し、これに基づく原処分の存在を前提としたうえで、原処分の法律効果の内容を一定の限度のものに変更する効果を生ぜしめるにすぎないものであり、これにより、原処分は、当

初から修正裁決による修正どおりの法律効果を伴う懲戒処分として存在していたものとみなされることになるものと解すべきである。

してみると、本件修正裁決により、本件懲戒処分は、処分の種類及び量定の面において停職六月の処分から減給六月間俸給月額一〇分の一の処分に軽減されたものの、Yの懲戒権の発動に基づく懲戒処分としてなお存在するものであるから、被処分者たるXは、処分事由の不存在等本件懲戒処分の違法を理由としてその取消しを求める訴えの利益を失わないものといわなければならない。

【評釈】

一 本判決は、国公法九二条一項所定の人事院が行う修正裁決の法的性格及び右裁決があった場合の原処分の帰趨に関する最初の最高裁判所判決である。この判決の意義は、大要、次の四点に整理することができる。

第一には、本判決は修正裁決の法的性質に関し、原処分の法律効果を遡及的に変更するものと解しているが、これは従来の多くの下級審判決が異なる処分類型間の修正裁決を原処分全部取消・人事院の行う新たな処分と捉えてきた点を改めたものである（この点は主に四、五で論ずる）。

第二には、国公法九二条一項にいう修正裁決を考える際には、従来の下級審のように異なる処分類型間の修正（例えば懲戒免

職から懲戒停職への変更」と同一類型内の修正（例えば懲戒停職六月から同三月への変更）とを区別することなく、一律に原処分^{（この点は六で扱う）}の法律効果を遡及的に変更するものと解することになる。

第三には、したがって、修正判決が下された場合でも、原処分は存在することから、行訴法一〇条二項により、懲戒処分取消訴訟は原処分を対象とすべきこととなる（この点は七で扱う）。

第四には、本判決は国公法上の修正判決につき判示したものであるが、修正判決の法的性格が同質である点に鑑みると、地方公務員の懲戒処分について人事委員会ないし公平委員会がなす修正判決^{（五〇条三項）}についても同様に解するのが合理的である（この点は八で論ずる）。

二 国家公務員法八九条一項にいう、職員の意に反する不利益処分に対しては、同法九〇条で人事院に対する不服申立が定められ、九二条の二により、取消訴訟の提起に関しては不服申立の前置が規定されている。したがって、右処分の取消しを求めめる者は、人事院の裁決・決定（以下たんに裁決という）を経た後に取消訴訟を提起しなければならないことになる。しかしながら、他方において、行訴法八条二項一号によれば、審査請求があった日から三箇月を経過しても裁決がない時には、裁決を経なくとも処分の取消訴訟を提起できる旨が明らかにされている（本件は、審査請求から裁決まで四年半余りもかかった事例である）。

この結果、人事院の裁決を待たずに処分の取消訴訟が提起され、取消訴訟係属中に裁決が下されるという状況が少なからず生ずることとなる。従来から争いがあったのは、この場合に、裁決（とりわけ修正判決）が原処分の効力にどのような影響を及ぼすのか、という点である。修正判決により原処分が消滅したと考えれば、原処分の取消訴訟は対象を欠き却下されることとなる。したがって、公務員は裁決のあったことを知った日から三箇月以内に裁決の取消訴訟を新たに提起し、この訴えの中で原処分の違法を主張しなければならないことになるのである。これに対し、修正判決が出されてもなお原処分が存続するという立場に立てば、原処分の取消訴訟は有効である。本判決は、こうした理論上の対立を整理したものである。

三 公務員に対する不利益処分については、その身分保障の見地から処分の種類は法定されており、それに限定されると解されている（参照、中村博「国家公務員法」）。したがって、懲戒処分の修正裁決を考へる場合には主に、懲戒免職、懲戒停職、懲戒減給、懲戒戒告の四つの処分類型が問題となり、さらに裁決制度が権利救済手続の一環として位置づけられる点に鑑みると加重修正の禁止も考慮される必要がある（加重修正の禁止については、地方公務員に関するものとして、鹿兒島重治「逐条地方公務員法」一九八七年・学陽書房七六八頁以下、今枝信雄「逐条地方公務員法」一九六六年・学陽書房六三六頁、これに対し、中村博「公務員懲戒法」一九七〇年・日本評論社三三八頁、同「国家公務員法」前掲四五頁、四頁は、加重修正も可能であるとするが、この見解は公）。この結果、修正判決としては、(一)懲戒免職を停職、減給、戒告に修正する場合、(二)懲戒停職をより期間の短い停職、減給、戒告に修正する場合、(三)

減給をより額の少ない減給、戒告に修正する場合が主として問題となる。

もっとも判例の中には、懲戒免職処分を分限免職処分に修正した県人事委員会の裁決が争われたものがあり（参照、高知地判昭和三九年九月三〇日行裁例三集一五卷九号）、こころした取扱いを肯定する見解も存在する（参照、中四五七頁。同四五八頁以下には、国公法）。しかしながら、一般に説かれていのように、懲戒処分と分限処分がその目的・効果を始めとして法的性格を異にする点を強調すると、懲戒処分から分限処分への変更（またはその逆）は処分の基礎を異にし、公務員法でいう修正裁決の中には含まれないと解されることとなる（参照、佐藤功、鶴見良一郎「公務員法」一九五四年、日本評論新社三五五頁以下、地方公務員法上）。
 修正裁決に関するものとして、参照、鹿兒島前掲書七六九頁、今枝前掲書六三七頁）。本判決によれば、修正裁決は「懲戒権の発動に関する意思決定」を承認したうえで、その法律効果を変更するものと捉えられており、このことからすると、懲戒権の発動に関する意思決定を分限処分の発動に関する意思決定に変更する行為（またはその逆）は修正裁決の観念に含まれないようにも解される。しかしながら、おそらくは、本判決はそうした事例を念頭に置いて下されたものではないように推察され、本判決から右の問題に対する最高裁の確定的な見解を読み取ることに對してはなお慎重である必要がある。

四 次に掲げた図1は、従来の下級審の判断をまとめたものである。図の読み方を説明すると、例えば、(1)の事例は、原告が原処分の取消を請求したのに対し、裁判所は裁決を争うよう

図1. 従来の下級審判決

	(法律)	(修正の内容)	(原告の請求)	(判示)
(1)福岡地判 30. 3.23 行6-3-786	地公法	免職から停職二月	処分取消等	裁決*
(2)釧路地判 30. 4. 6 行6-4-1079	地公法	免職から停職三月	裁決取消	裁決
(3)高知地判 39. 9.30 行15-9-1821	地公法	懲免から分免	裁決無効	裁決
(4)佐賀地判 41. 9.29 行17-9-1138	地公法	停職二月から減給	裁決取消	裁決
(5)東京地判 46.11.12 労民22-6-1030	国公法	停職六月から三月	処分取消	処分
(6)神戸地判 48. 9.27 行24-8=9-1039	地公法	免職から停職一月	処分取消	裁決*
(7)京都地判 50. 4.25 判夕326-313	地公法	免職から減給・戒告	裁決取消	裁決
(8)札幌地判 50.11.26 判時801-3	地公法	減給から戒告	処分取消	処分
(9)札幌高判 57. 8. 5 判時1061-120	地公法	減給から戒告	処分取消	処分
(10)札幌地判 51.10.18 訟月22-10-2434	国公法	停職十月から同四月	処分取消	処分
(11)名古屋高判52.6.29 判時857-115	国公法	免職から停職一年	処分取消	裁決*
(12)津地判 61. 1.30 判例自治29-21	地公法	停職一年から同八年	裁決取消	裁決

判示したものであり、このように両者の判断が異なった結果、原告が不利益を被る可能性のあるものについては、*の印を付してある（なお、中西又三、後掲四七頁は、本件評釈の中で静岡地判昭和五〇・五八行裁例集二六卷五号七〇四頁を高く評価しているが、これは承認裁判に関するものであり本件に直接関係しないことかつ、本稿では除外することとした）。

従来の下級審判決を考察する場合には、当該事案において問題となっている修正裁決が、(イ)同じ処分類型内の修正であるのか、(ロ)異なる処分類型間の修正であるのか、に着目することが整理のうえで便宜であると考える。このようにみると、(イ)の場合には、原処分を対象とした取消訴訟が適法なものとして扱われている（図の5、10の判決）。判決はその理由を明確にしているが、推察するところ、原告が原処分の取消しを争ってきている点を配慮したとも考えられるし、見方によっては後述の学説の一部が説くように、一部取消の観念に依拠しているとも解せよう。もっとも、地公法上の修正裁決に関する判例の中には、同一類型内の修正があった場合に、裁決の取消訴訟を適法なものとして扱ったものがある点に着目すると（図の12判決）、同一処分類型内の修正の場合には、判例は訴訟の対象に關し、原処分か裁決かという点にはあまり関心を示さず（したがって充分な理由を伴うこともなく）、原告の選択した訴訟を適法なものとして審理を行っているようにも解される。このために、右の修正裁決の場合には、次に述べる(ロ)の場合のように訴訟の対象を誤まったとして訴えが却下されたものはない。

これに対し、(ロ)の場合には原処分を争うべきか、裁決を争う

べきかという点に、判例は多大な関心を寄せており、結論としていえば、原処分ではなく裁決を対象とすべしとするものが多い。この中にも二つのタイプが存在する。

(a)一つは、修正裁決により原処分と異なる類型の処分がなされた場合には、原処分は消滅し、裁決により新規処分がなされたと解するものである（地公法上のものであるが、図の4、6の判決）。したがって、この判決を逆にいうと、修正裁決により同一類型内の処分に修正された場合には、原処分は存続することから、これを争うことになり、この点では前述の(イ)の判例と重なることとなる。

(b)これに対し、(a)とは異なり、修正裁決の内容にかかわらず一律に、修正裁決により原処分は消滅し、新規処分がなされたと解する見解がある（図の1、2、7、11の判決）。もっとも、ここで注目すべきことは、(b)の判例の事実関係がすべて異なる処分類型間の修正が問題となったものであるということである。したがって、(b)の判決文が一般的な形をとっているにもかかわらず、その実質的な機能は(a)の判決と同一に帰すことになる。

以上を整理すると、下級審の一般的な傾向としては、同一類型内の修正については原処分が存続することから、その取消を求め、他方、異なる処分類型間の修正の場合には原処分の全部取消し（新規処分の実施）を理由に、修正裁決の取消を求めるべきこととなる（同頁、市原昌三郎「抗告訴訟の類型」田中二郎ほか編「行政法講座三巻」一九六五年・有斐閣二五〇頁、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」二「法曹

時報一五卷三三九八頁、座談会「行政事件訴訟法(四完)ジュリスト二六二二〇頁、座談会「行政事件訴訟法の五年をふりかえって」ジュリスト三八三三〇頁、三輪和雄「裁決取消の訴において主張し得る違法事由(別冊判)」。そして、先に紹介した本判決の第一審および原審もまた、こうした下級審判例の傾向に沿ったものである(なお、異なった類型間の修正に関し、図の3の判決は裁決を、8、9の判決は原処分を争うべきであるとしているが、その理由は判決文からは不明である)。

五 右に述べた下級審の一般的な解釈に対しては、原処分を取消を内容に含む修正裁決が取消されると原処分が当然に復活し、人事院はもう一度裁決を下さなければならぬこととなる。修正裁決の内容により被告が異なることとなり、訴訟遂行上煩瑣であるという批判などが存在した(参照、近藤哲雄「修正裁決の(被告庁)山内一夫・雄川一郎」編「演習行政法」二九七二頁、良書普及会二二九九頁)。特に後者の点に関し、原処分を取消訴訟係属中に原処分が異なる類型の処分へ修正された場合には、判例理論によれば原処分は消滅するわけであるから、右の取消訴訟は訴えの利益を欠くこととなる(例えば、図の1、6、11の判決では訴えは却下されている)。この場合、被告の変更も現行法上できないために(参照、長瀬)、原告は新たに人事院なり人事委員会、公平委員会を被告として訴えを提起する必要が生じ、その場合には出訴期間が経過してしまっている危険性も存在したのである(参照、玉田勝也「行政判例研究」法律のひろば二九卷一七八頁、近藤・前掲一三九頁)。

この点に関し、学説上は、(一)行訴法二〇条の類推適用をこの場合にも認めて原告の救済を図る見解(参照、阿部泰隆「訴訟形式・訴訟対象判例」(象判定困難事例の解決策)別冊判例タイムズ二七頁「二三頁」以下、なお、阿部後掲は次の(三)の見解も主張している)、(二)修正裁決が下された場合でも、

原処分を争うか裁決を争うかは原告の選択に任せるといふ見解(参照、兼子仁「行政争訟法」筑摩書房一九七三年二六四頁以下、同「行政法総論」一九八三年・筑摩書房二八四頁)、(三)修正裁決が下された場合でも、一律に原処分を争うとする見解が提起されていた(参照、宛康生執筆・南博方編「条解行政争訟」一九八七年・弘文堂四二九頁)。右の(三)の見解にも二つの説明の仕方があり、一つは、あらゆる修正裁決を原処分の一部取消とみなして修正裁決後の原処分の存続を説くものであり、他の一つは、あらゆる修正裁決を原処分の存在を維持しつつもその法的

効果を趣及的に変更するものと捉える解釈である(法律効果変更説につき参照、浦部法總「行政判例研究」自治研究四五卷六号二一七頁以下、近藤・前掲二二九九頁以下)。なお、一部取消説が例えば懲戒停職から懲戒減給への変更を一部取消と説く点に対しては、法定の処分類型の差異を無視するものであるという批判も存在した(参照、近藤・前掲二二九九頁)。(四)反対に、修正裁決は原処分と異なる事実認定・異なる法規を適用してなされたものであるから、裁決庁が自己の責任で被告として追行すべしとの考えから、一律に裁決を争うとする見解も提唱されていた(参照、南博方「取消訴訟の対象」三ヶ月章本評論社二五頁)。さらに、(五)人事院は固有の懲戒権限(四公法八)をもつことから、修正裁決は新規処分であり原処分を消滅させ、したがって裁決を争うこととなるのに対し、地公法の修正裁決の場合には人事委員会は右の権限をもたないことから、修正裁決後もなお存続する原処分を争うべきであると説く見解も存在した(参照、浜秀和「行政事件訴訟法施行後における行政裁判例の傾向」判例評論一四四八頁以下、同「訴訟手続上の若干の問題点」ジュリスト二五二七号六一頁、鈴木庸夫「不服申立て」時間泰ほか編「裁判実務大系行政争訟」一九八四年・青林書院一四九頁)。

六 本判決は、右のような学説の展開を受けて、(三)のうちの

法律効果変更説を採用したものと考えられる。つまり、国公法九二条一項及び同条二項の文言に照して、(イ)処分権限発動の意思決定と(ロ)処分の種類及び量定の決定を区分し、修正裁決は(イ)の点の行政判断を承認したうえで(ロ)の点に変更をもたらすものと解している。ここでいう(イ)の判断は、西ドイツの行政裁量論でいう決定裁量(Entscheidungsmessung)にあたり、(ロ)の判断は選択裁量(Auswahlmessung)に該当する。このように二つの局面に問題を区分したうえで修正裁決における処分権限発動の意思決定の存続、つまり原処分の存続を根拠づけたのである。

修正裁決については、既に四で考察したように、従来、異なる処分類型間の修正と同一処分類型内の修正とを分ける見解が存在した。この点に関し、本判決は、処分の発動を前提として、「処分権者が選択、決定した処分の種類及び量定の面において、その適法性及び妥当性を判断し、人事院の裁量により右の点に關する処分権者の意思決定の内容に変更を加えること」と修正裁決を解釈している。このように原処分の種類・量定の両面にわたる変更を統一的に解していることからすると、異なる処分類型間における修正と同一処分類型内の修正とを区別しないことを本判決は明らかにしたものと解される。

本判決の結論は、一部取消説と同じであるが、本判決が右のような説明を採用した理由としては、処分類型間の差異を無視するものであるといった、一部取消説に対してなされた批判の

回避を図った点が挙げられるものと解される。しかし、本判決の理由づけは一見したところでは難解なものとなってしまうように解される。修正裁決に加重修正が認められないことを前提とすれば本判決の見解と一部取消説の結果は同一であること、さらには、本判決が処分類型の差異に配慮したといっても処分の発動に関する部分については原処分と修正裁決の両者を同一のものとして見ているわけであるから、ここでいう差異の尊重も相対的なものにすぎないように思われる。さらに国公法九〇条三項が行政不服審査法第二章第一節から第三節の規定を適用しないと定めていることからすると(地公法四九条の二)、一部の学説のように、適用の排除された行政不服審査法四〇条五項の変更と本件の修正を同視したうえで、それと同条三項の一部取消を区分して説明する必要はないように思われる(かかる学説として、小高剛同は二年(三審) 三四六頁)。したがって、国公法の修正の解釈にあたっては、一般理論にいう一部取消であると説明することも充分可能であるし、行政訴訟の広範な利用を期待するという見地から言えば、難解な説明は避けるべきであったようにも思われる。

七 なお、従来の下級審判決及びそれを支持する学説の中には、本判決のとった解釈にたいする批判として、修正裁決後も取消訴訟の被告を原処分庁と捉えたと原処分庁は自らなしたのではない処分について被告として攻撃防御を行わねばならないという不合理が生ずると説くものがある(参照、南博方「取消訴訟の対象」という不合理が生ずると説くものがある(三ヶ月章ほか監修「実務民事訴訟」講座八巻「日本評論社・一九七〇年」二五頁、前掲京都地中間判三二五頁)。しかし、右の批判に対しては、次の二

点において反論を提起することが可能であろう。一つには、公務員法のシステムからすると、原処分庁は後に人事院による修正がなされうることを前提としてしか処分をする権限を有しないのであり、このように解すると、右の批判のいう不合理は制度に内在するもののように思われる。二つには、本判決の表現に即していうと、修正は原処分における権限発動の意思決定を前提になされるものであるから、原処分庁は修正裁決を自らなしたものではないと主張できるものではない(同旨、阿部泰隆「公務員に決と訴訟の対象」判例タ)。このように解すると、原処分庁が被告として防御することとなるにしても、このことを不合理であるとはいえないであろう。

八 本判決は、国公法上の修正裁決に関し判示したものである。また、本判決は国公法九二条一項と二項が承認・修正と取消とを書き分けている点に着目しているようにも解されるので、この点を強調すると、本判決の提示した解釈は両者を書き分けていない地公法五〇条三項の修正には妥当しないという解釈も可能であるように思われる。しかし、従来、地公法上の修正裁決がその法的性格に関し、「任命権者が処分を行ったことに理由はあるが、処分の量定が不相当であると判断したとき」になされる処分(ここでいう処分の量定には、種類の変更と同一処)と説明され(今枝前掲七五七頁)、これが本判決の修正裁決の定義と同様である点に着目すると、本判決が示した解釈論は地公法についても妥当するもののように考えられる(同旨、石川善則「時の判例」)。

両法において修正裁決の制度はほぼ同じものと考えられるが、異なる点として、国公法上の裁定機関である人事院が固有の懲戒権(国公法八)をもつのに対し、地公法上の裁定機関である人事委員会ないし公平委員会はそのような権限をもたないことが指摘されることがある(参照、前掲浜八)。しかし、不服申立に基づき人事院が修正裁決をした場合に、これは国公法九二条一項にいう修正裁決権限の行使でなく、(一度も発令されたことがないといわれる)固有の懲戒権(同法八四)の発令であると説明するのは、無理があるように思われる(参照、阿部前掲判例タイムズ三〇頁)。他方、人事委員会・公平委員会も職員に対する不利益処分について不服申立の裁決・決定を下す権限を有しており(地公法八条二項一〇)、本件で問題とされた修正裁決もその一種である(地公法五)ことからすると、まさに右の条文により新規処分をする権限が与えられていると解することも不可能ではないように解される(参照、川上宏二郎「原処分を修正する判定の結果」塩野宏ほか編「公務員判例百選」九頁、前掲岡掲裁の判決六)。

また、人事院の固有の懲戒権がかりに存在するとしても、両公務員法上の差異は修正裁決を新規処分と捉える従来の下級審の解釈にとって問題となるにすぎず、本判決のといった見解には影響しないものである。つまり本件判決は、修正裁決を新規処分とは捉えていないから、新規処分権限の有無を問題とする必要はないこととなる。したがって、右の批判は妥当しないと思われる。以上のことから、本判決は国公法上のものであるが、地公法上の修正裁決の解釈についても、射程が及ぶものと解さ

れる。

九 本判決は、第一審及び原審を「国公法九二条一項の解釈を誤り、ひいて行訴法一〇条二項の解釈適用を誤った違法」があると判示している。原処分が消滅すると解した原審の立場からすれば、原告が争うべき処分は裁決があるにすぎず、原処分主義はそもそも適用の余地がないことになる。つまり、原処分主義と裁決主義の問題は、二つの処分の存在を前提とするものである。これに対し、最高裁判決のように原処分の存続を肯定した場合に初めて原処分主義の適用問題が生ずることになり、こうした観点から裁決を争うべきであるとした原審を見れば、行訴法の解釈を誤ったと考えられるのであろう。このように、行訴法の解釈適用に先立って実体法の解釈が問題とされているのである。したがって、厳密に言えば、本件は行訴法一〇条二項が定める原処分主義が正面から争われた事例ではなく、その前提となる実体法である国公法の解釈が争われたものと位置づけるのが適切である(この点を指摘するものとし、浜川後掲二〇二二頁三頁)。その際に、最高裁はまず公務員法の条文の構成を重視したものと考えられる。この点では、リーガルスキームに「忠実な」近時の最高裁判所判決の流れの中に本判決を位置づけることも可能であろう。

本判決に関連して、裁決を争わせると法律関係が複雑になるという、原処分主義を採用した立法関係者の説明をもとに(参照、八頁脚注)、公務員法の解釈においても原処分主義を排除するような解釈、つまり原処分の消滅と修正裁決を捉える解釈を採用し

ない旨の要請が、原処分主義から導かれるという指摘がある(参照、森田後掲三三頁、浜川後掲五八頁)。本判決は、外見上は公務員法の文言を重視した法律構成になっているが、その背景には、修正裁決を原処分の消滅・新規処分と捉えた際に公務員が被る不利益、つまり従来学説が主張してきたデメリットも考慮されているわけであり、この点では実体法の解釈において既に訴訟法レベルの問題も勘案されているのである。したがって、行政事件訴訟手続の簡易化といった要請も（本判決は明示的には述べていないが）本判決の前提に読みこむことも可能であろう。

一〇 なお、解釈論としては、本判決のような結論にならざるをえないのであり、また、公務員の権利保護の見地からいっても、従来の下級審の判断よりもすぐれているように思われる。しかし、他方、この判決の結果を見ると、懲戒処分の審査過程における人事院の地位が低いものに止まった印象を受けるのである(鈴木庸夫「原処分主義」ジュリスト九二五号一五五頁も、第三者機関として、の人事院の位置づけを行政組織法の観点から問う必要があると述べている)。立法論になるが、かりに国公法の制定時に想定され今日でも一般に説かれていたような人事院のもつ専門性を重視し、その機能を活性化するという立場からすると、国公法九二条の二で審査請求前置に代えて裁決主義を採り、人事院の判断を裁判所が審査するといった途を選ぶべきであったようにも思われる（もっとも、その場合には、人事院の審査が現在以上に迅速にされることも一つの条件となる）。この点は、比較法研究や、わが国の公務員に対する不利益処分に関する紛争の実態分析を踏まえて、今

後さらに議論される必要があるように考える。

本判決の評釈としては、次のものがある（五十音順）。青柳馨
・判例タイムズ六七七号三四四頁、秋山義昭・法学教室八八号
一二三頁、石川善則・ジュリスト八九三号七六頁、東條武治・
民商法雑誌九九卷一号七〇頁、中西又三・昭和六二年度重要判
例解説（有斐閣）四五頁、浜川清・判例評論三四九号五五頁、
森田寛二・判例タイムズ六五三号二二頁以下。

（大橋 洋一）